

平成26年度 法令等違反による協会員処分

処分決定日:平成26年4月22日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項
1	第 005730 号	株式会社セブンズ・トラスト 三重県知事(1)第02006号 駒江義人	会員権停止6カ月	貸金業法第13条 貸金業法第13条の2 貸金業法第16条の2 貸金業法第17条 貸金業法第41条の35 貸金業法第41条の36